

令和5年10月11日

決算特別委員会（令和4年度決算）

一般会計及び特別会計歳入歳出決算
審査意見書概要説明資料

神奈川県監査委員

目 次

第1	審査の種類	1
第2	審査の対象	1
第3	審査の着眼点	2
第4	審査の実施内容	2
第5	審査の結果	2
1	決算計数の正確性について	2
2	予算管理及び決算整理の的確性について	3
3	決算の内容について	3
4	財政状況について	4

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年 7 月 14 日付けで提出があった令和 4 年度神奈川県一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに関係書類について審査した結果、同決算に対する意見を合議により次のとおり決定した。

令和 5 年 9 月 12 日

神奈川県監査委員	村 上	英 嗣
同	吉 川	知 恵 子
同	中 家	華 江
同	し き だ	博 昭
同	松 本	清

※ 地方自治法（抄）

第 233 条 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

第 1 審査の種類

決算審査（一般会計及び特別会計歳入歳出決算）

第 2 審査の対象

令和 4 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査の対象は次のとおりである。

一般会計

神奈川県一般会計

特別会計

神奈川県市町村自治振興事業会計

神奈川県公債管理特別会計

神奈川県公営競技収益配分金等管理会計

神奈川県地方消費税清算会計

神奈川県災害救助基金会計

神奈川県恩賜記念林業振興資金会計

神奈川県林業改善資金会計

神奈川県水源環境保全・再生事業会計

神奈川県沿岸漁業改善資金会計

神奈川県介護保険財政安定化基金会計

神奈川県母子父子寡婦福祉資金会計

神奈川県国民健康保険事業会計

地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金会計

神奈川県中小企業資金会計

神奈川県県営住宅事業会計

第3 審査の着眼点

決算その他関係書類が法令等に適合し、かつ正確であるかなどに着眼して審査するものである。

第4 審査の実施内容

審査は、知事から提出された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに関係書類について、次の点を主眼として行った。

- ① 決算の計数は正確であるか
- ② 予算管理及び決算整理は的確に行われているか
- ③ 決算の内容について意見書に記載すべきことはないか
- ④ 財政状況について意見書に記載すべきことはないか

審査に当たっては、提出された歳入歳出決算書等とそれぞれの関係諸帳簿及び証書類とを照合し、関係職員に説明を求めるとともに、財務監査（定期監査）、例月出納検査等の結果を踏まえ慎重に行った。

第5 審査の結果

1 決算計数の正確性について

令和4年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書並びに関係書類の計数は、審査した限りにおいて、次の事項を除き、正確なものと認められた。

(1) 予算の執行に当たっての科目誤りについて

〈歳入歳出決算書等の金額が誤っていた事項〉

- ① 気象庁との情報システム共同利用に係る負担金収入1件、208,032円について、(款) 諸収入 (項) 負担交付収入 (目) 総務負担交付収入 (節) 安全防災費負担交付収入で収入すべきところ、(款) 使用料及び手数料 (項) 使用料 (目) 総務使用料 (節) 安全防災費使用料で収入していた。その結果、(款) 使用料及び手数料、(項) 使用料、(目) 総務使用料及び (節) 安全防災費使用料の調定額及び収入済額がいずれも208,032円過大となっていた一方で、(款) 諸収入、(項) 負担交付収入、(目) 総務負担交付収入及び (節) 安全防災費負担交付収入の調定額及び収入済額がいずれも同額過少となっているなどしていた。
- ② 被災地派遣職員の旅費に係る負担金収入17件、1,884,594円について、(項) 負担交付収入 (目) 総務負担交付収入 (節) 総務費職員費負担交付収入で収入すべきところ、(項) 雑入 (目) 雑入 (節) 総務費雑入で収入していた。その結果、(項) 雑入、(目) 雑入及び (節) 総務費雑入の調定額及び収入済額がいずれも1,884,594円過大となっていた一方で、(項) 負担交付収入、(目) 総務負担交付収入及び (節) 総務費職員費負担交付収入の調定額及び収入済額がいずれも同額過少となっているなどしていた。
- ③ 令和3年度地域生活支援事業費等補助金の額の確定に伴う国庫補助金の返納（1件、30,000円）に当たり、(項) 障害福祉費 (目) 諸費 (節) 償還金、利子及び割引料で執行すべきところ、(項) 老人福祉費 (目) 諸費 (節) 償還金、利子及び割引料で執行していた。その結果、(項) 老人福祉費、(目) 諸費及び (節) 償還金、利子及び割引料の支出済額がいずれも30,000円過大となっていた一方で、(項) 障害福祉費、(目) 諸費及び (節) 償還金、利子及び割引料の支出済額がいずれも同額過少となっていた。また、(項) 障害福祉費、(目) 諸費及び (節) 償還金、利子及び割引料の不用額がいずれも30,000円過大となっていた一方で、(項) 老人福祉費、(目) 諸費及び (節) 償還金、利子及び割引料の不用額がいずれも同額過少となっているなどしていた。

〈歳入歳出決算事項別明細書の内容が誤っていた事項〉

- ④ システムLiny利用料1件、1,320,000円の執行に当たり、(節) 使用料及び賃借料とすべきところ、(節) 負担金、補助及び交付金で執行していた。その結果、(節) 負担金、補助及び交付金の支出済額が1,320,000円過大となっていた一方で、(節) 使用料及び賃借料の支出済額が同額過少となっていた。また、(節) 使用料及び賃借料の不用額が1,320,000円過大となっていた一方で、(節) 負担金、補助及び交付金の不用額が同額過少となっていた。

- ⑤ 第26回参議院議員通常選挙に係るインターネット広告等配信業務委託契約1件、4,818,000円の執行に当たり、(節)委託料とすべきところ、(節)役務費で執行していた。その結果、(節)役務費の支出済額が4,818,000円過大となっていた一方で、(節)委託料の支出済額が同額過少となっていた。また、(節)委託料の不用額が4,818,000円過大となっていた一方で、(節)役務費の不用額が同額過少となっていた。
- ⑥ デザイン作成の一部も含めて発注したポスターの作成代1件、299,640円の執行に当たり、(節)委託料とすべきところ、(節)需用費で執行していた。その結果、(節)需用費の支出済額が299,640円過大となっていた一方で、(節)委託料の支出済額が同額過少となっていた。また、(節)委託料の不用額が299,640円過大となっていた一方で、(節)需用費の不用額が同額過少となっていた。
- ⑦ 試験材等の購入代1件、139,051円の執行に当たり、ポータブル硫化水素ガスモニター(65,780円)については(節)備品購入費とすべきところ、全額を(節)需用費で執行していた。その結果、(節)需用費の支出済額が65,780円過大となっていた一方で、(節)備品購入費の支出済額が同額過少となっていた。また、(節)備品購入費の不用額が65,780円過大となっていた一方で、(節)需用費の不用額が同額過少となっていた。

(2) 借上住宅の敷金に係る債権の不適正な管理について

- ・ 暮らし安全防災局総務室では、県が民間賃貸住宅を借り上げて東日本大震災からの避難者に提供する被災者用民間賃貸住宅貸付事業において、借上住宅に係る建物賃貸借契約に基づく敷金について、債権として管理する必要があったにもかかわらず、平成23年度の事業開始当初から、県の債権には当たらないものとして神奈川県財務規則に基づく債権の管理を行っていなかった。その結果、借上住宅に係る敷金11件、1,435,000円が令和4年度の財産に関する調書に債権として記載されていなかった。
 - ・ 5年連続で予算の執行における科目誤りにより、歳入歳出決算書等の金額に誤りが認められたこと、また、借上住宅に係る敷金について、10年以上にわたり神奈川県財務規則に基づく債権の管理を行っておらず、財産に関する調書に債権として記載されていなかったことは大変遺憾な事態である。
- ◎ 今後はこうしたことがないよう、各事項に応じた実効性のある再発防止策を講じるとともに、関係所属において適正な経理処理を一層徹底することが必要である。

2 予算管理及び決算整理の的確性について

令和4年度の予算管理及び決算整理については、審査した限りにおいて、関係法令等に照らし、的確に行われたものと認められた。

3 決算の内容について

決算の内容に関しては、次の意見がある。

(1) 収入未済額の縮減について

- ・ 令和4年度に10億円以上(徴収猶予額を除く。)の収入未済が発生している「節」(税にあつては「目」)は、一般会計歳入の個人県民税(「(項)県民税」「(目)個人」)及び法人事業税(「(項)事業税」「(目)法人」)並びに県営住宅事業会計歳入の「(節)家賃収入」である。
- ◎ 個人県民税及び家賃収入の収入未済額の状況を見ると、いずれも前年度に比べて減少しているものの、依然として多額に上っていることから、引き続き、その縮減に向けて着実に取り組んでいく必要がある。

- ◎ 法人事業税の収入未済額は前年度に比べて増加していることから、法人事業税の滞納については、課税情報等を基に速やかに納税折衝や財産調査に着手し、組織的に滞納整理を進める中で、積極的に収入化や債権確保に努めるなど、一層の税収確保に向けて着実に取り組んでいく必要がある。

4 財政状況について

- ・ 本県の令和4年度の財政状況は、県税収入が760億余円の増収となったほか、地方譲与税が274億余円の増収となったことなどから、結果的に2年連続して、減収補填債の発行等を行うことなく、当該年度の歳入で歳出を賄うことができるものとなった。
- ・ 急速な高齢化などに伴う介護・医療・児童関係費の増加に加え、神奈川県水防災戦略に基づく対応や教育施設整備の推進などに多額の費用が見込まれるものの、県税収入等の増収分を活用して770億円を基金に積み立てることにより、後年度負担の財源を確保するとともに、新型コロナウイルス感染症対策のため、残高が減少していた財政調整基金について、令和4年度において42億余円を積み立てることにより、同年度末の残高を661億余円にまで回復させるなど、持続可能な財政運営に向けた道筋をつけることができたとしている。
- ・ 現在の経済情勢は、海外を中心に不透明な要素も多く、世界的な物価高騰等により、企業収益や個人消費が落ち込むリスクもあり、税収動向も不透明であることを踏まえると、今後、本県財政が再び悪化する事態も想定する必要がある。
- ◎ 今後の財政運営に当たっては、引き続き、後年度負担の財源の確保に努めるとともに、財政調整基金の残高の積増しに努めるなど、持続可能な財政運営に向けた取組を進めることが重要であり、また、本県財政が再び悪化する事態も想定し、様々な状況の変化に的確に対応できるよう、国庫支出金の積極的な活用、当面活用が見込まれない県有財産や資金の有効活用などにより歳入を確保するとともに、経済性、効率性、有効性等の観点からの既存施策・事業の抜本的な見直しによる歳出の抑制や民間資金・ノウハウの活用に、これまで以上に取り組んでいく必要がある。
- ◎ 将来にわたり、本県財政を安定的に運営していくためには、地方交付税をはじめとする財源の確保に努めることはもとより、中長期的には、地方分権改革の理念に沿って、国から地方への権限移譲等を進め、国と地方の適正な役割分担に応じた地方税財源の充実強化を一層図ることが必要であることから、県は、これらの実現に向けて、引き続き、粘り強く国等に働きかけていくことが重要である。

上記のほか、財政状況については、個別に次の意見がある。

(1) 県債発行の抑制

- ・ 県債残高については、「中期財政見通し」において、「令和5年度までに県債全体の残高を2兆円台に減少」という県債管理目標の達成に向けて取り組んでいるが、コロナ禍における減収補填債の発行などの影響もあり、令和5年度末の県債残高は3兆円を上回ると見込まれ、目標の達成は困難な状況となっている。
- ◎ 後年度の健全な財政基盤を構築し、将来にわたり必要な県民サービスを維持するためにも、引き続き県債残高の減少に取り組んでいくことが重要である。

- ◎ 今後の社会経済状況の推移を注視しつつ、県債管理のあり方を検討し、中期財政見通しの見直しと併せて、適時に新たな県債管理目標を設定することが望まれる。
- ◎ 地方交付税の代替措置とされている臨時財政対策債については、令和5年度地方財政対策において、新規の発行が令和7年度まで継続することが決定されているが、臨時財政対策債による地方の財源不足の補填を抜本的に見直し、本来の姿である地方交付税に復元するよう引き続き強く働きかけていくことが重要である。

(2) 財政における地方公会計の活用

- ・ 地方公会計の導入により、従来の単式簿記による決算制度では見えにくかったコストが明らかになり、事業ごとのフルコストの財務情報を把握することができるようになった。
- ・ 主管課（会計課及び財産経営課）における地方公会計の活用促進に向けた令和4年度の取組状況をみると、会計課においては、財務書類の直近3か年の経年比較のほか、勘定科目残高の増減率や資産老朽化等の指標について他所属と比較が可能な「財務書類経年比較表」の提供を開始し、固定資産等を多く保有している本庁所属に対して個別に説明を行うなど、その活用を促したところであるが、具体的な成果は見られておらず、一方、財産経営課においては、各所属に対して固定資産台帳データの活用促進に向けた特段の取組は行っていない状況である。
- ◎ 主管課においては、総務省の動向や他の地方公共団体の取組事例などにも留意しつつ、地方公会計の活用促進に向けて積極的に取り組んでいくとともに、各所属に対して必要な支援を行なっていく必要があり、特に、財産経営課においては、令和3年度以降、各所属に対して固定資産台帳データの活用促進に向けた特段の取組は行っていない状況にあることから、より積極的な対応が求められる。
- ◎ 各所属においても、主管課による支援を活用するなどして、地方公会計の活用に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。